

令和 8 年 5 月 2 5 日 東京地方裁判所刑事第 1 6 部宣告

令和 7 年特(わ)第 3 3 7 6 号 金融商品取引法違反被告事件

主 文

5 被告人株式会社 A を罰金 3 億円に、被告人 B、被告人 C をいず
れも懲役 3 年に処する。

この裁判確定の日から 5 年間、被告人 B、被告人 C に対し、そ
れぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

10 別紙のとおり

(量刑の理由)

被告人株式会社 A (以下「被告会社」という) が、本件各犯行によって
計上した架空売上高は 3 会計年度にわたり合計約 1 1 0 億円に及んでお
り、粉飾率も極めて高い。被告会社は、判示第 1 の犯行により、本来であ
15 れば到底承認されなかった新規上場を果たしており、その結果、1 万 6 0
0 0 以上の顧客に対して 1 0 3 5 万株を売り出し、合計約 4 4 億円の資金
調達に成功している。証券市場に与えた影響は甚大であったと言わざるを
得ない。

また、被告人らは、資金循環取引による売上高の架空計上であることが
20 発覚しないよう、その商流を変更したり、不正加担先との取引が実在する
かのような外形を作出したりするなどしており、これまた、悪質である。

したがって、被告会社、被告人 B、被告人 C の刑事責任は決して軽くな
い。

被告人 B は、被告会社の営業業務を統括管理する立場にあり、広告代理
25 店や販売店等に資金循環取引への協力を求めて交渉を行ったほか、不正加
担先との間の連絡・調整を主に担うという本件各犯行において重要かつ不

不可欠な役割を果たし、被告人Cは、経理事務を統括する立場にあり、資金循環取引による売上高計上等の経理処理の承認を行っていた上、虚偽の有価証券届出書等の作成及び提出に携わったほか、監査法人の対応窓口として資金循環取引が発覚しないよう対応するなど、これまた、本件各犯行に

5 おいて重要かつ不可欠な役割を果たしている。他方、被告人B及び被告人Cは、被告会社の代表取締役であった共犯者Dや最高財務責任者であった共犯者Eの指示を受ける従業員という立場にすぎなかった。

被告人らはいずれも事実を認め、被告会社は今後清算手続に移行する方針であること、被告人らには前科がないことなども考慮して、主文掲記の

10 刑に処し、被告人B、被告人Cについては、その刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えることとした。

（求刑 被告会社：罰金3億円、被告人B・被告人C：懲役3年）

令和8年5月25日

東京地方裁判所刑事第16部

15

裁判官 宮 田 祥 次

(別紙)

被告会社は人工知能及び人工知能関連技術の研究・開発及びこれに関するサービスの企画・開発・運営等を目的とする会社、Dは被告会社の代表取締役社長としてその業務全般を統括管理していたもの、Eは被告会社の取締役最高財務責任者として財務業務を統括管理していたもの、被告人Bは被告会社のA I S o l u t i o n s 事業部長等として営業業務を統括管理していたもの、被告人Cは被告会社の財務経理部長として経理業務を統括管理していたものであるが、被告人2名は、D及びEと共謀の上、第1 被告会社の業務に関し、株式会社F証券取引所G市場上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、令和6年9月5日、東京都豊島区(住所省略)所在のH株式会社事務所に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を利用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、さいたま市中央区新都心1番地1所在の関東財務局において、同財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、被告会社の令和4年1月1日から同年12月31日までの事業年度につき、売上高が2億4310万6000円(1000円未満切り捨て。以下同じ。)であったにもかかわらず、売上高を26億6607万4000円と記載した虚偽の損益計算書を、令和5年1月1日から同年12月31日までの事業年度につき、売上高が3億9461万2000円であったにもかかわらず、売上高を41億1199万5000円と記載した虚偽の損益計算書を、令和6年1月1日から同年6月30日までの中間会計期間につき、売上高が4億9777万2000円であったにもかかわらず、売上高を28億4400万6000円と記載した虚偽の中間損益計算書を各掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

第2 その発行する株券を前記G市場に上場していた被告会社の業務に

関し、令和 7 年 3 月 2 7 日、東京都港区(住所省略)所在の会社事務所に設置された入出力装置から、開示用電子情報処理組織を利用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、前記関東財務局において、同財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、被告会社の令和 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの連結会計年度につき、売上高が 1 0 億 9 0 0 0 万 1 0 0 0 円であったにもかかわらず、売上高を 6 0 億 5 7 2 8 万 8 0 0 0 円と記載した虚偽の連結損益計算書を記載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

10 たものである。

以 上